

退職後のご案内

氏名 _____様

退職日 平成 _____年 _____月 _____日

退職時標準報酬月額 _____, 000 円

退職時健康保険料(本人負担) _____円

【 退職後の健康保険について 】

退職すると、退職日の翌日から今までの健康保険証は使えません。

その為、退職日の翌日 (平成 年 月 日) から新しい健康保険に加入して下さい。

今現在のご家族の状況や前年度の収入により、下記の三つの方法からご自身で判断して決めて下さい。

1. 社会保険の健康保険(任意継続被保険者といいます)に加入できます。退職から20日以内に手続きが必要です。事業所に連絡をしてください。

保険料は (月額 _____ 円) です。

2. 市役所の国民健康保険

上記の社会保険の健康保険に比べると、加入人数が増えると保険料が高くなります。また、前年の所得等によって保険料が決まります。また、保険料の減免制度があります。保険料は本人かご家族なら電話で教えてくれる場合があります。

《 _____ 市役所の場合 _____ 課 》

3. お勤めしている家族の扶養家族になる

ご家族の方に扶養される予定で、お勤め中の方がいらっしゃるようでしたら、一番にこの方法を考えられたらいいと思います。お勤め中のご家族の方から、勤務先の事業所に問合せをもらって下さい。

【 退職後の年金について 60歳未満の方 】

国民年金保険料月額 平成 25年度 15, 040円

退職したら年金は国民年金に切り替える手続きをします。

ご自身で市役所の国民年金課又は社会保険事務所内 国民年金課へ行って下さい。

扶養家族に入っていた配偶者がいらっしゃいましたら、ご夫婦共に加入手続きが必要です。

また、失業中の場合は国民年金保険料が免除になる場合もありますので、国民年金課の窓口で尋ねて下さい。

退職後すぐに就職する場合は、上記の手続きは必要ありませんが、就職が _____ 月 _____ 日以降になる

場合は、年金については1か月、のブランクが生じてしまいますので、加入手続きをお勧めします。

【 失業保険について 】

失業保険の受給には離職票が必要です。離職票が必要な場合は、事業所あるいは小栗労務事務所あてにご連絡下さい。退職後1年間は受給資格があります。

※ 不明な点等があれば、下記宛にご連絡下さい。

